◎新潟県告示第142号

理容師法(昭和22年法律第234号)第11条の4第2項の規定により、管理理容師資格認定講習会を次のとおり指定する。

平成28年2月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 講習会の主催者の名称及び住所

公益財団法人 理容師美容師試験研修センター (理事長 小早川 隆敏) 東京都江東区有明3丁目7番26号 有明フロンティアビルB棟9階

- 2 会場の運営及び設営の窓口となる事務所の名称及び所在地 公益財団法人 理容師美容師試験研修センター 資格業務部 東京都江東区有明3丁目7番26号 有明フロンティアビルB棟9階
- 3 講習会場、講習日程及び講習科目
 - (1) 講習会場の名称及び所在地

長岡商工会議所

新潟県長岡市坂之上町2-1-1

(2) 講習日程及び講習科目

第1日(9月26日)公衆衛生(4時間)

衛生管理(2時間)

第2日(10月3日)衛生管理(6時間)

第3日(10月4日)衛生管理(6時間)

4 受講資格

平成28年8月26日までに、理容師の免許を受けた後3年以上理容の業務に従事したものであること。

5 受講料

1人 18,000円